



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 2
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）…………… 3
- 民生委員法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課）…………… 4
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 11
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 11
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 12
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 12
- 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 20
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（薬務生活衛生課）…………… 20
- 沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（水産課）…………… 22
- 沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 26
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 28

### 告 示

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 29
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課）…………… 30
- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 31
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 31
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 31
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課）…………… 32
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（技術・建設業課）…………… 35
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課）…………… 36

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁働き方改革推進課）…………… 37

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 37

### 人事委員会事項

- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 37

### その他

- 浦添市市営住宅等の管理を事業主体に代わって行う旨の公告（住宅課）…………… 38

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第10号****沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第5の(8)中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第11号****沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条の表備考1中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第12号****医療法施行細則の一部を改正する規則**

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出は、第8号様式の2によるものとする。

第6条中「政令第4条第1項及び第3項」を「政令第4条第1項、第3項及び第4項」に改める。

第8条及び第8条の2中「診療所又は助産所」を「診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第9条中「診療所又は助産所の開設者」を「診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第30条第1項中「省令第25条」の次に「又は省令第25条の2」を、「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「又は診療用粒子線照射装置」を加える。

第37条中「診療用高エネルギー放射線発生装置」を「同条第2項の規定による診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置」に改める。

第38条中「及び」を「又は」に改め、「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加える。

第40条中「及び助産所台帳（第47号様式）を「、助産所台帳（第47号様式）及びオンライン診療受診施設台帳（第47号様式の2）」に改める。

第6号様式中

「7 薬剤師、助産師

職 種	氏 名	免許登録年月日	登 録 番 号	備 考

を

「7 薬剤師、助産師

職 種	氏 名	免許登録年月日	登 録 番 号	備 考

に、

8 オンライン診療実施の有無

--

「8 従業者定員」を「9 従業者定員」に、

「 人 」を

「 人 」

10 その他必要な事項

に改

--

める。

第7号様式中「第8条」を「第8条第1項」に、

「26 その他必要な事項

--

を

27 開設年月日 年 月 日

「26 オンライン診療実施の有無

--

27 その他必要な事項

に改

--

28 開設年月日 年 月 日

める。

第 8 号様式中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に、

「5 嘱託医師及び嘱託医療機関

嘱託医師	住 所			
	氏 名		免許登録番号 年 月 日	
	嘱託した旨の書類	別紙のとおり		
嘱託医療機関	名 称			
	所在地			

を

6 従業者定員

助産師	看護師			計
人	人	人	人	人

「5 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間

氏 名	勤務の日	勤務時間

6 従業者定員

助産師	看護師			計
人	人	人	人	人

に、

7 嘱託医師及び嘱託医療機関

嘱託医師	住 所			
	氏 名		免許登録番号 年 月 日	
	嘱託した旨の書類	別紙のとおり		
嘱託医療機関	名 称			
	所在地			

「7 敷地の面積及び平面図」を「8 敷地の面積及び平面図」に、「8 建物の構造概要及び平面図」を「9 建物の構造概要及び平面図」に、「9 分娩室の構造」を「10 分娩室の構造」に、「10 その他の施設」を「11 その他の施設」に、「11 入所室」を「12 入所室」に、「12 その他必要な事項」を「13 その他必要な事項」に、「13 開設年月日」を「14 開設年月日」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号様式の 2 (第 5 条関係)

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

保健所長 殿

設置者 住所 { 法人の場合は、主たる事務所の所在地 }  
 氏名 { 法人の場合は、名称及び代表者の職氏名 }  
 電話番号

下記のとおり、オンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。  
 記

1	オンライン診療受診施設の名称	
2	設置場所	電話番号

3 敷地の面積及び平面図

面 積		m <sup>2</sup>
平 面 図	別紙のとおり	

4 建物の構造概要及び平面図等

造	建面積	m <sup>2</sup>
階建	延面積	m <sup>2</sup>
建物の一部をオンライン診療受診施設として使用する場合は、その使用階数及び面積を記入する。 <small>造 階建の中 階 室</small>		
平 面 図	別紙のとおり	
車両をオンライン診療受診施設として使用する場合は、当該車両の車種、車名及び自動車登録番号又は車両番号を記入する。 <small>車種 車名</small> 自動車登録番号（車両番号）		

5 設置年月日

年 月 日

6 設置者が法人にあつては、オンライン診療受診施設の管理責任者の連絡先

氏名（名称） 電話番号

7 その他必要な事項

- 注1 設置者が法人にあつては、定款、寄付行為又は条例を添付すること。  
 2 車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合は、巡回する地区を管轄する保健所へ届け出ること。  
 3 2の場合において、「2 設置場所」欄は、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。  
 4 6の管理責任者の連絡先とは、オンライン診療受診施設において通信機器の不具合等が発生した場合

に、患者、オンライン診療を行う医師等が連絡する連絡先をいう。

第9号様式中「、助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に改め、「第4条第3項」の次に「、第4条第4項」を加え、

病院、診療所又は助産所の 名 称		を
開 設 場 所		

病院、診療所若しくは助産所 又はオンライン診療受診施設の名称		に
開 設 （ 設 置 ） 場 所	電話番号	

改める。

第11号様式、第12号様式及び第12号様式の2中「、助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に、

病院、診療所又は助産所の 名 称		を
開 設 場 所		

病院、診療所若しくは助産所 又はオンライン診療受診施設の名称		に
開 設 （ 設 置 ） 場 所	電話番号	

改める。

第13号様式中「、助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に、「失そう」を「失踪」に、

病院、診療所又は助産所の 名 称		を
開 設 場 所		

病院、診療所若しくは助産所 又はオンライン診療受診施設の名称		に
開 設 （ 設 置 ） 場 所	電話番号	

改める。

第34号様式中 「診療用高エネルギー放射線発生装置備付届 年 月 日」を

「診療用高エネルギー放射線発生装置 備付届 診療用粒子線照射装置 年 月 日」に、

2 線 診 発 療 生	制 作 者 名	

用 装 高置 エに ネ関 ルる ギ事 ー放射	型 式		
	台 数		
	定格出力	電 子 線	メガ電子ボルト (MeV)
		エックス線	メガボルト (MV)

を

2 線線 診発 療生 用装 高置 エ又 ネは ル診 ー療 放用 射粒 子	製 作 者 名		
	型 式		
	台 数		
	定格出力	電 子 線	メガ電子ボルト (MeV)
		エックス線	メガボルト (MV)
		陽 子 線	
重 粒 子 線		(原子の種類 : )	

に、

3 技師 用の 診の 療氏 用名 高と エ放 ー射 放線 射診 装療 置に を関 使する 経 歴	氏 名

を

3 氏名 と 放 射 線 診 療 に 関 する 経 歴 医 師 、 歯 科 医 師 又 は 診 療 放 射 線 技 師 の 又 は 診 療 用 粒 子 線 照 射 装 置 を 使 用 す る 診 療 用 高 エ ネ ル ギ ー 放 射 線 発 生 装 置	氏 名

に、

に、

5 放 射 線 診 療 用 高 エ ネ ル ギ ー 放 射 線 発 生 装 置 の 構 造 障 害 防 止 に 関 する 概 要
---

を

5 止 に 関 する 構 造 障 害 防 止 に 関 する 概 要 線 照 射 装 置 の 放 射 線 障 害 防 止 に 関 する 概 要 線 発 生 装 置 又 は 診 療 用 粒 子 線 照 射 装 置 又 は 診 療 用 高 エ ネ ル ギ ー 放 射 線 発 生 装 置
--

に、

<p>6 設備の概要 使用室の放射線障害防止に関する構造 診療用高エネルギー放射線発生装置</p>		<p>6 放射線障害防止に関する構造設備の概要 又は診療用粒子線照射装置使用室の放 診療用高エネルギー放射線発生装置</p>	
<p>7 放射線障害防止に関する予防措置の使用室の概要</p>	<p>を</p>	<p>7 使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要 診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置</p>	<p>に改め、同様式注意事項 1 中「使用室」を「又は診療用粒子線照射装置</p>

使用室」に改め、同様式注意事項 2 中「発生管」を「発生管又は照射管」に改め、同様式注意事項 5 を次のように改める。

5 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第 3 条第 2 項の申請書を添付すること。

第41号様式の 2 中 「診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用放射線照射装置  
診療用放射線照射器具  
放射性同位元素装備診療機器  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

変更届 を

年 月 日」

「診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用粒子線照射装置  
診療用放射線照射装置

診療用放射線照射器具 変更届  
 放射性同位元素装備診療機器  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に、「第29条第1項」を「第

年 月 日」

29条第2項」に改める。

「診療用エックス線装置  
 診療用高エネルギー放射線発生装置  
 診療用放射線照射装置  
 診療用放射線照射器具  
 放射性同位元素装備診療機器  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

廃止届

を

年 月 日」

「診療用エックス線装置  
 診療用高エネルギー放射線発生装置  
 診療用粒子線照射装置  
 診療用放射線照射装置  
 診療用放射線照射器具  
 放射性同位元素装備診療機器  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

廃止届

に改める。

年 月 日」

第47号様式の次に次の1様式を加える。

**第47号様式の2**（第40条関係）

オンライン診療受診施設台帳

名 称			
設置場所		電 話	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 届	年 月 日 開設		
	年 月 日 第 号收受		
敷地面積			m <sup>2</sup>
建 物 の 構造概要	造	階建	建面積 m <sup>2</sup> 延面積 m <sup>2</sup>
	建物の一部を使用する場合	造	階建中 階 室 m <sup>2</sup>
施設の管理責任者の連絡先	氏名（名称）		
	電話番号		
備 考			

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条、第37条、第38条、第34号様式、第41号様式の 2 及び第42号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて提出されている届出については、この規則による改正後の医療法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第13号

##### 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則

沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第16条中「別表第1に掲げる医療機関」を「指定医療機関」に改める。

第18条中「医師の専門性に関する研修」を「専門研修」に改める。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定のうち就業期間に係る部分は、指定医療機関である診療所の医師として1年以上勤務した者については、適用しない。

附則第2項の見出しを削り、同項中「までの間」の次に「又は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」を加え、「のうち診療所」を「である診療所（前項に規定する医療機関を除く。）」に、「同条第1項の表期間の欄」を「同条第1項の表の右欄」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

（返還債務の免除が受けられる勤務期間の特例）

- 2 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において、指定医療機関のうち知事が別に定める医療機関の医師として勤務した場合における第19条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の表の右欄に定める期間にあっては当該期間から当該勤務した期間をそれぞれ控除して得た期間（当該控除後の期間が零月を下回るときは、零月）とし、同条第2項に定める期間にあっては当該期間から当該勤務した期間を控除して得た期間とする。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に指定医療機関である診療所の医師（専門研修を受けるもの（この項において「専攻医」という。）に限る。）として1年以上勤務した者が、条例第2条第4項前段の規定により指定医療機関以外の医療機関に勤務した後、指定医療機関である診療所の医師（専攻医を指導するものに限る。）として1年以上勤務した場合における第19条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の表の右欄及び同条第2項の規定中「3年」又は「4年」とあるのは、「2年」とする。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第14号

##### クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7号様式を次のように改める。

##### 第7号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者氏名

クリーニング師試験受験願書